

上田市地域防災計画 火山災害対策編

新旧対照表

平成31年3月26日

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------|----------------|---------|---|--------------------|---|---------|--|-----------------|---|---------|---|---------|---|---------|---------------------|-----------------|---|-----------------|------------|---------|--|-------------------------------|---|----------------------|--|---|-------|----------------|---------|---|--------------------|---|---------|--|-----------------|---|---------|---|---------|---|---------|---------------------|-----------------|---|-----------------|------------|---------|--|-------------------------------|---|----------------------|--|--|
| 5 | <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="174 411 1016 1422"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 (長野財務事務所)</td> <td>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 (2) 関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 (長野支局)</td> <td>(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 カ 災害時における主要食糧の供給に関する事 (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</td> </tr> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>電気の供給の確保に必要な指導に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部</td> <td>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安 監督部</td> <td>電気の保安に関する事</td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</td> <td>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事</td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | 関東管区警察局 | (1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関する事 | 関東財務局 (長野財務事務所) | (1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事 | 関東信越厚生局 | (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 (2) 関係機関との連絡調整に関する事 | 関東農政局 (長野支局) | (1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 カ 災害時における主要食糧の供給に関する事 (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 | 中部森林管理局 | (1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事 | 関東経済産業局 | (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事 | 中部経済産業局 | 電気の供給の確保に必要な指導に関する事 | 関東東北産業保安 監督部 | (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事 | 中部近畿産業保安 監督部 | 電気の保安に関する事 | 北陸信越運輸局 | 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事 | 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所) | (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 | 東京管区気象台 (長野地方気象台) | (1) 気象警報等の発表及び伝達に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事 | <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1057 411 1899 1422"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 (長野財務事務所)</td> <td>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 (2) 関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 (長野支局)</td> <td>(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 カ 災害時における主要食糧の供給に関する事 (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</td> </tr> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>電気の供給の確保に必要な指導に関する事</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部</td> <td>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安 監督部</td> <td>電気の保安に関する事</td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</td> <td>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事</td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | 関東管区警察局 | (1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関する事 | 関東財務局 (長野財務事務所) | (1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事 | 関東信越厚生局 | (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 (2) 関係機関との連絡調整に関する事 | 関東農政局 (長野支局) | (1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 カ 災害時における主要食糧の供給に関する事 (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 | 中部森林管理局 | (1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事 | 関東経済産業局 | (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事 | 中部経済産業局 | 電気の供給の確保に必要な指導に関する事 | 関東東北産業保安 監督部 | (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事 | 中部近畿産業保安 監督部 | 電気の保安に関する事 | 北陸信越運輸局 | 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事 | 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所) | (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 | 東京管区気象台 (長野地方気象台) | (1) 気象警報等の発表及び伝達に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事 | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東管区警察局 | (1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東財務局 (長野財務事務所) | (1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東信越厚生局 | (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 (2) 関係機関との連絡調整に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東農政局 (長野支局) | (1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 カ 災害時における主要食糧の供給に関する事 (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部森林管理局 | (1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東経済産業局 | (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部経済産業局 | 電気の供給の確保に必要な指導に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東東北産業保安 監督部 | (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部近畿産業保安 監督部 | 電気の保安に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北陸信越運輸局 | 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所) | (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京管区気象台 (長野地方気象台) | (1) 気象警報等の発表及び伝達に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東管区警察局 | (1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東財務局 (長野財務事務所) | (1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東信越厚生局 | (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 (2) 関係機関との連絡調整に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東農政局 (長野支局) | (1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 カ 災害時における主要食糧の供給に関する事 (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部森林管理局 | (1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東経済産業局 | (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部経済産業局 | 電気の供給の確保に必要な指導に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東東北産業保安 監督部 | (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部近畿産業保安 監督部 | 電気の保安に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北陸信越運輸局 | 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所) | (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京管区気象台 (長野地方気象台) | (1) 気象警報等の発表及び伝達に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|---------|---|-------|---|--------------------|---|-----------|---|---------|---|---|---------|---|-------|---|--------------------|---|---|
| 7 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 236 405 316">信越総合通信局</td> <td data-bbox="405 236 1028 316">(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 316 405 363">長野労働局</td> <td data-bbox="405 316 1028 363">(1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 363 405 595">関東地方整備局 北陸地方整備局</td> <td data-bbox="405 363 1028 595">(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 595 405 643">中部地方環境事務所</td> <td data-bbox="405 595 1028 643">(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 643 405 703">関東地方測量部</td> <td data-bbox="405 643 1028 703">(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 (3) 地殻変動の監視に関する事</td> </tr> </table> | 信越総合通信局 | (1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事 | 長野労働局 | (1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事 | 関東地方整備局 北陸地方整備局 | (1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 | 中部地方環境事務所 | (1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事 | 関東地方測量部 | (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 (3) 地殻変動の監視に関する事 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 236 1285 316">信越総合通信局</td> <td data-bbox="1285 236 1906 316">(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 316 1285 363">長野労働局</td> <td data-bbox="1285 316 1906 363">(1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 363 1285 595">関東地方整備局 北陸地方整備局</td> <td data-bbox="1285 363 1906 595">(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</td> </tr> </table> <p data-bbox="1059 595 1131 619">(新設)</p> <p data-bbox="1059 643 1131 667">(新設)</p> | 信越総合通信局 | (1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事 | 長野労働局 | (1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事 | 関東地方整備局 北陸地方整備局 | (1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 | <p data-bbox="1933 595 2159 643">長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p data-bbox="1933 675 2159 842">(国の防災基本計画において、以下の記載があり、地域単位における対応の要となるのが地方環境事務所(指定地方行政機関)であるため、新たに記載を追加する。</p> <p data-bbox="1933 866 2159 1090">・「国(環境省) 地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。」等の有害物質に関する記載。</p> <p data-bbox="1933 1114 2159 1257">・「国(環境省) 地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。」等の災害廃棄物に関する記載。</p> |
| 信越総合通信局 | (1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野労働局 | (1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東地方整備局 北陸地方整備局 | (1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部地方環境事務所 | (1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東地方測量部 | (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 (3) 地殻変動の監視に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信越総合通信局 | (1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野労働局 | (1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関東地方整備局 北陸地方整備局 | (1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|---|----------------------------------|
| 16 | <p align="center">第1節 火山災害に強いまちづくり (都市建設部、消防本部、上下水道局)</p> <p>(略)</p> <p>第4計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> | <p align="center">第1節 火山災害に強いまちづくり (都市建設部、消防本部、上下水道局)</p> <p>(略)</p> <p>第4計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> |
| 29 | <p align="center">第8節 要配慮者支援計画</p> <p><u>風水害対策編 参照</u></p> | <p align="center">第8節 要配慮者支援計画 (総務部、生活環境部、健康福祉部、商工観光部)</p> <p><u>第1 基本方針</u></p> <p><u>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者(とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。))を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</u></p> <p><u>第2 主な取組み</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。</u> <u>2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。</u> <u>3 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。</u> <u>4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。</u> <u>5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</u> <u>6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</u> | <p>風水害対策編と重複するため記述を削除する</p> |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|---|---------|
| | | <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 避難行動要支援者に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿にかかる以下の事項については、「上田市要配慮者支援マニュアル」に定めるものとする。</p> <p>(ア) 避難支援等関係者となる者</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の範囲</p> <p>(ウ) 名簿の記載事項</p> <p>(エ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>(オ) 名簿の更新に関する事項</p> <p>(カ) 名簿情報の提供及び漏えい防止にかかる措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者となる者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(4) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>市は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者の避難支援等を行うにあたり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。</p> <p>(5) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者が円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(1) 指定避難所の整備</p> <p>市及び県は、災害発生時において避難場所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(2) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|--|---------|
| | | <p>(4) 緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>(7) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 防災設備等の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。</p> <p>(2) 組織体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p> <p>(3) 防災教育・防災訓練の実施 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。 また、市は、一般の避難場所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 市及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。</p> <p>(6) 市及び県は、医療機関の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|--|---------|
| | | <p>(7) 要配慮者利用施設が実施する対策</p> <p>ア 防災設備等の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。</p> <p>イ 組織体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を高めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の避難場所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>オ 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。 また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれ関係機関等と調整するものとする。</p> <p>カ 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全の確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。</p> <p>キ 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策</p> <p>(1) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備 市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知 市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>(3) 防災教育・防災訓練の実施 市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|---|--|--|
| 32 | <p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p align="center">(総務部、市民参加協働部、<u>健康</u>こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(略)</p> | <p>(4) <u>応援体制及び受援体制の整備</u></p> <p>市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(5) <u>観光客の安全対策の推進</u></p> <p>関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。</p> <p>(6) <u>外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備</u></p> <p>当該区域内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図るものとする。</p> <p>(7) <u>観光客の安全対策の推進</u></p> <p>観光関連事業者(旅館・ホテル等)と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応(心得)」を作成するよう努めるものとする。</p> <p>5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1)市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>(2)市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。</p> <p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p align="center">(総務部、市民参加協働部、こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(略)</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p> |
| 34 | <p>(4)次に掲げる事項に留意のうえ、<u>指定</u>避難所、避難路の指定を行うものとする。</p> <p>ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の<u>指定</u>避難所(避難路)を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。</p> <p>イ <u>指定</u>避難所(避難路)の安全性に特に配慮すること。</p> <p>ウ 定められた<u>指定</u>避難所(避難路)が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難所(避難路)をあらかじめ定めておくこと。</p> <p>エ 災害の種別に応じて開設する<u>指定</u>避難所を定めること。</p> <p>オ 開設の基準を明確にすること。</p> <p>カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の避難地、避難施設の使い分けを明確にすること。</p> <p>キ 民間施設を指定避難所として指定すること。</p> <p>ク 上記をもとに、<u>指定</u>避難所の適正配置について十分留意すること。</p> | <p>(4)次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行うものとする。</p> <p>ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の避難場所(避難路)を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。</p> <p>イ 避難場所(避難路)の安全性に特に配慮すること。</p> <p>ウ 定められた避難場所(避難路)が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所(避難路)をあらかじめ定めておくこと。</p> <p>エ 災害の種別に応じて開設する避難場所を定めること。</p> <p>オ 開設の基準を明確にすること。</p> <p>カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の避難地、避難施設の使い分けを明確にすること。</p> <p>キ 民間施設を指定避難所として指定すること。</p> <p>ク 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。</p> | |
| 35 | <p>(5)学校を<u>指定</u>避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。</p> <p>(6)市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と<u>指定</u>避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(7)<u>指定</u>避難所に指定した施設については、必要に応じ、<u>良好な生活環境を確保するために</u>、換気、照明等の施設整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> | <p>(5)学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。</p> <p>(6)市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(7)避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、<u>暖房等避難生活の環境を良好に保つための</u>設備の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|--|--|
| 36 | <p>(8) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(9) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(10) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(11) 避難所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(12) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(13) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受け入れなどについて、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(14) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図るものとする。</p> <p>(15) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(16) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(17) 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 学校における避難計画</p> <p>市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。</p> <p>また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。</p> <p>(1) 防災計画（教育委員会）</p> <p>ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> | <p>(8) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(9) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(10) 指定された避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(11) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(12) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難場所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(13) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受け入れなどについて、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(14) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図るものとする。</p> <p>(15) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難場所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(16) 避難場所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(17) 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 学校における避難計画</p> <p>市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。</p> <p>また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。</p> <p>(1) 防災計画（教育委員会）</p> <p>ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p> |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|---|---|---|
| 33 | <p>ウ 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害対策に係る防災組織の編成 (イ) 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法 (ウ) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法 (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法 (ク) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法 (ケ) 児童生徒等の救護方法 (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法 (シ) <u>指定</u>避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） (ス) 防災訓練の回数、時期、方法 (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 (ソ) 災害後における応急教育に関する事項 (タ) その他、学校長が必要とする事項 | <p>ウ 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害対策に係る防災組織の編成 (イ) 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法 (ウ) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法 (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法 (ク) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法 (ケ) 児童生徒等の救護方法 (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法 (シ) <u>避難場所</u>の開設への協力（施設・設備の開放等） (ス) 防災訓練の回数、時期、方法 (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 (ソ) 災害後における応急教育に関する事項 (タ) その他、学校長が必要とする事項 | |
| 54 | <p style="text-align: center;">第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（都市建設部、関係機関）</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、<u>代替路</u>の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> | <p style="text-align: center;">第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（都市建設部、関係機関）</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、<u>代替性</u>の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> | <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 （記載をより適当な表現に修正）</p> |
| 56 | <p style="text-align: center;">第30節 ため池災害予防計画</p> <p><u>風水害対策編 参照</u></p> | <p style="text-align: center;">第30節 ため池災害予防計画</p> <p style="text-align: right;">（農林部、都市建設部）</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>ため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。災害によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。そこで、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。</u></p> <p><u>また、決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。</u> <u>2 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。</u> <u>3 ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</u> | <p>風水害対策編と重複するため記述を削除する</p> |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|--|--|
| 57 | <p align="center">第3 1 節 農林水産物災害予防計画 (農林部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画 (1) 上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。 (2) 県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導</u>するものとする。</p> | <p align="center">第3 1 節 農林水産物災害予防計画 (農林部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画 (1) 上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。 (2) 県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施</u>するものとする。</p> | <p>長野県地域防災計画に合わせ修正 (市が安全パトロールをすべての施設で行うのは現実的でないため、実態に即した記載に修正)</p> |
| 58 | <p align="center">第3 2 節 二次災害の予防計画</p> <p><u>風水害対策編 参照</u></p> | <p align="center">第3 2 節 二次災害の予防計画 (農林部、都市建設部、消防本部、関係機関)</p> <p><u>第1 基本方針</u> 災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。<u>有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。</u> また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p><u>第2 主な取組み</u></p> <p>1 <u>構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。</u> 2 <u>危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。</u> 3 <u>災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。</u> 4 <u>土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。</u></p> <p><u>第3 計画の内容</u></p> <p>1 <u>構造物に係る二次災害予防対策</u> <u>それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。</u></p> <p>2 <u>危険物施設等に係る二次災害予防対策</u> (1) <u>危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施</u> (2) <u>立入検査の実施等指導の強化</u> (3) <u>防災応急対策用資機材等の整備についての指導</u> (4) <u>自衛消防組織の強化についての指導</u> (5) <u>近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導</u></p> <p>3 <u>山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</u> (1) <u>情報収集体制の整備</u> (2) <u>警戒避難体制の整備</u></p> | <p>風水害対策編と重複するため記述を削除する</p> |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|---|---|
| 63 | <p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画 (総務部、商工観光部)</p> <p>第1 基本方針 企業は、災害時、職員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の火山災害に対する強化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。 また、施設、設備の安全性等を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。 (略)</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 3 企業が実施する計画 (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。 (2) <u>強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。</p> <p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害予防計画 (商工観光部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容 2 外国人旅行者の安全確保策 <u>観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画 (総務部、商工観光部)</p> <p>第1 基本方針 企業は、災害時、職員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の火山災害に対する強化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。 また、施設、設備の安全性等を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。 (略)</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 3 企業が実施する計画 (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。 (2) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。</p> <p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害予防計画 (商工観光部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容 2 外国人旅行者の安全確保策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備するものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (北海道胆振東部地震を踏まえた修正)</p> |
| 66 | | | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|--|--|
| 75 | <p style="text-align: center;">第8節 消防・水防活動 (消防対策本部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害発生時には、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。</p> <p>また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 消火活動関係</p> <p>(ア) 出火防止及び初期消火</p> <p>住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。</p> <p>(イ) 情報収集及び効率的部隊配置</p> <p>管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。</p> <p>特に、大規模な火災発生時には、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。</p> <p>また、関係機関及び自治会、自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第8節 消防・水防活動 (消防対策本部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害発生時には、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。</p> <p>また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 消火活動関係</p> <p>(ア) 出火防止及び初期消火</p> <p>住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。</p> <p>(イ) 情報収集及び効率的部隊配置</p> <p>管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。</p> <p>特に、大規模な火災発生時には、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。</p> <p>また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p> |
| 78 | <p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動 (公有財産管財班、救援物資・ボランティア班、土木班)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。</p> <p>2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。</p> <p>3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。</p> <p>4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。</p> <p>5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。</p> <p>6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急輸送の調整</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動 (公有財産管財班、救援物資・ボランティア班、土木班)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。</p> <p>2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。</p> <p>3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。</p> <p>4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。</p> <p>5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。</p> <p>6 支援物資の集積と各避難場所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用するものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急輸送の調整</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|---|---|--|
| 79 | <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送道路確保のための応急復旧等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害により道路が被災した場合はただちに復旧することは不可能な場合が多く、その他災害の場合は局地的な被災が予想されることから、被災し又は更に被害が拡大する危険のある道路を除外し、安全な道路による迂回路を確保することを原則とする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。</p> <p>イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。</p> | <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送道路確保のための応急復旧等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害により道路が被災した場合はただちに復旧することは不可能な場合が多く、その他災害の場合は局地的な被災が予想されることから、被災し又は更に被害が拡大する危険のある道路を除外し、安全な道路による迂回路を確保することを原則とする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難場所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。</p> <p>イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p> |
| 80 | <p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各指定避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携するものとする。</p> <p>イ 市は、各指定避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。</p> | <p>(略)</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難場所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携するものとする。</p> <p>イ 市は、各避難場所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。</p> | |
| 80 | <p>第12節 避難収容及び情報提供活動 (全部局、救援対策班、指定緊急避難場所開設担当者)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 | <p>第12節 避難収容及び情報提供活動 (全部局、救援対策班、避難場所開設者)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は避難者のために避難場所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|----------------------------|--------------|-------------|--------------|---------|------|-------------|------|--------------|------|-------------|------|---|---------|-------------|---------------|----------------------|--------------|------|----------------------------|--------------|--------|----------|--------------|-------------|----|--|--|--|-------------|-------------|--------------|---------|------|------|------|--------|------|------|------|--|------|-----|----|------|------|----|-------------|------|--------------|----|-------------|------|-------|---------|----|---------------|----------------------|--------------|-----|----------------------------|--------------|-----|----------|--------------|------------|----|--|--|--|-------------|-------------|--------------|---------|------|------|------|--------|------|------|------|---------------------------------------|
| 84 | <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>（略）</p> <p>（2）実施計画</p> <p>ア実施機関</p> <p>（ア）関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示 （緊急）</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>（ア）市長の行う措置</p> <p>a 避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行うものとする。</p> <p>（a）長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>（b）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）</p> <p>（c）長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>（d）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>（e）河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川(依田橋観測所)</th> <th>千曲川(塩名田観測所)</th> <th>千曲川(生田水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3.8m</td> <td>3.3m</td> <td>4.5m</td> </tr> </tbody> </table> | 実施事項 | 機関等 | 根拠 | 対象災害 | 避難勧告 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 避難指示 （緊急） | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 指定避難所の開設、収容 | 市長 | | | | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | 避難判断水位 | 3.8m | 3.3m | 4.5m | <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>（略）</p> <p>（2）実施計画</p> <p>ア実施機関</p> <p>（ア）関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示 （緊急）</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>避難場所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>（ア）市長の行う措置</p> <p>a 避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行うものとする。</p> <p>（a）長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>（b）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）</p> <p>（c）長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>（d）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>（e）河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川(依田橋観測所)</th> <th>千曲川(塩名田観測所)</th> <th>千曲川(生田水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>2.9m</td> <td>3.3m</td> <td>4.4m</td> </tr> </tbody> </table> | 実施事項 | 機関等 | 根拠 | 対象災害 | 避難勧告 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 避難指示 （緊急） | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 避難場所の開設、収容 | 市長 | | | | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | 避難判断水位 | 2.9m | 3.3m | 4.4m | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正（以下同じ）</p> |
| 実施事項 | 機関等 | 根拠 | 対象災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難勧告 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 （緊急） | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛官 | 自衛隊法第94条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定避難所の開設、収容 | 市長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難判断水位 | 3.8m | 3.3m | 4.5m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施事項 | 機関等 | 根拠 | 対象災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難勧告 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 （緊急） | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛官 | 自衛隊法第94条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難場所の開設、収容 | 市長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難判断水位 | 2.9m | 3.3m | 4.4m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 85 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川(依田橋観測所)</th> <th>千曲川(塩名田観測所)</th> <th>千曲川(生田水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3.8m</td> <td>3.3m</td> <td>4.5m</td> </tr> </tbody> </table> | | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | 避難判断水位 | 3.8m | 3.3m | 4.5m | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川(依田橋観測所)</th> <th>千曲川(塩名田観測所)</th> <th>千曲川(生田水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>2.9m</td> <td>3.3m</td> <td>4.4m</td> </tr> </tbody> </table> | | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | 避難判断水位 | 2.9m | 3.3m | 4.4m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難判断水位 | 3.8m | 3.3m | 4.5m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 依田川(依田橋観測所) | 千曲川(塩名田観測所) | 千曲川(生田水位観測所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫注意水位 | 1.8m | 3.0m | 1.9m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難判断水位 | 2.9m | 3.3m | 4.4m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|---|--|---|
| 86 | <p>(f) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 (g) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 (h) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 (i) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 (j) 避難路の断たれる危険のある地域 (k) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(略)</p> <p>(工) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。 (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。 (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。 (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p> | <p>(f) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 (g) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 (h) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 (i) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 (j) 避難路の断たれる危険のある地域 (k) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(略)</p> <p>(工) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。 (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。 (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の避難場所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p> | <p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p> |
| 90 | <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> | <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難場所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|--|--|
| 91 | <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 開設する指定避難所の指定 市は、災害の種別に応じ、開設する指定避難所を指定する。 指定緊急避難場所開設担当者は、安全が確保できる体育館等を指定避難所として開設する。 浸水想定区域内又は過去に浸水があった指定避難所は原則として開設しない。指定避難所開設者は、指定避難所において開設しない理由を明示し、近隣の安全な施設に収容するものとする。</p> <p>イ 開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水エリアでないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。 この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>エ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(1) 基本方針 市は、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「指定避難所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各指定避難所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 指定避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。 (ア) 避難者 (イ) 住民 (ウ) 自主防災組織 (エ) 他の地方公共団体 (オ) ボランティア (カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>オ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> | <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 開設する指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、災害の種別に応じ、開設する避難場所を指定する。 避難場所開設担当者は、安全が確保できる体育館等を避難施設として開設する。 浸水想定区域内又は過去に浸水があった避難場所は開設しない。避難場所開設者は、避難場所において開設しない理由を明示し、近隣の安全な施設に収容するものとする。</p> <p>イ 開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに避難施設の開設を決定し、住民に周知するとともに、避難場所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水エリアでないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難場所として開設する。 この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>エ 避難場所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難場所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(1) 基本方針 市は、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「避難場所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各避難場所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 避難場所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。 (ア) 避難者 (イ) 住民 (ウ) 自主防災組織 (エ) 他の地方公共団体 (オ) ボランティア (新設)</p> <p>ウ 避難場所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>オ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p> |
| 92 | <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> | <p>カ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|---|--|--|
| 93 | <p>キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 介護職員等の派遣 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 病院や社会福祉施設等への受入れ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 <p>コ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>サ 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例に準じて適切な対策を行うものとする。</p> <p>シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>ス 市は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>セ 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p>【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア 指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。</p> <p>イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を動員しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。</p> <p>ウ 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区(各市及び郡の日赤窓口)・分区(各町村の日赤窓口)と連携をとり、被災者救援に協力する。</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供</p> <p>(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)</p> <p>エ 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市町村に提供するものとする。</p> | <p>キ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>ケ 避難場所への収容及び避難場所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難場所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 介護職員等の派遣 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 病院や社会福祉施設等への受入れ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 <p>コ 避難場所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>サ 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例に準じて適切な対策を行うものとする。</p> <p>シ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>ス 市は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難場所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>セ 市は、関係機関と連携し、避難場所における、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職相談窓口の設置を行う。</p> <p>【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア 避難場所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。</p> <p>イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を動員しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。</p> <p>ウ 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区(各市及び郡の日赤窓口)・分区(各町村の日赤窓口)と連携をとり、被災者救援に協力する。</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供</p> <p>(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)</p> <p>エ 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市町村に提供するものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p> |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|----|--|---|--|
| 93 | <p>6 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針 大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。 イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定</u>避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。 ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 エ 避難者を受け入れる市町村は、<u>指定</u>避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。 オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>6 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針 大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。 イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難場所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。 ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 エ 避難者を受け入れる市町村は、<u>避難場所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。 オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p> |
| 94 | <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定</u>避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 ウ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> | <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難場所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 ウ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> | |
| 95 | <p>9 避難所外避難者への支援</p> <p>(1) 基本方針 近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、<u>指定</u>避難所への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。</p> | <p>9 避難場所外避難者への支援</p> <p>(1) 基本方針 近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、<u>避難場所</u>への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。</p> | |

| 頁 | 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|-----|---|---|--|
| 95 | <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難所外避難者の把握 市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。</p> <p>イ 必要な支援の実施 市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、<u>指定</u>避難所への移送など必要な支援を行う。</p> <p>ウ エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、<u>指定</u>避難所や仮設住宅入居者を対象に「定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。</p> | <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難場所外避難者の把握 市は、指定した避難場所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難場所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。</p> <p>イ 必要な支援の実施 市は、避難場所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、<u>避難場所</u>への移送など必要な支援を行う。</p> <p>ウ エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、<u>避難場所</u>や仮設住宅入居者を対象に「定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p> |
| 110 | <p style="text-align: center;">第4.1節 観光地の災害応急対策 (観光班、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。</p> <p>第2 主な取組み 1 観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 2 外国人旅行者のために、避難所や災害の情報を提供する。 3 火山噴火時の登山者等の安全確保に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地での火山災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 (2) 火山災害発生時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 2 外国人旅行者の安全確保 (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。 (2) 災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導、<u>非常用電源の供給</u>を行うものとする。 3 登山者等の安全確保 火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第4.1節 観光地の災害応急対策 (観光班、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。</p> <p>第2 主な取組み 1 観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。 3 火山噴火時の登山者等の安全確保に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地での火山災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 (2) 火山災害発生時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 2 外国人旅行者の安全確保 (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難場所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。 (2) 災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導を行うものとする。 3 登山者等の安全確保 火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援するものとする。</p> | <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (北海道胆振東部地震を踏まえた修正)</p> |